ルーマニア　全ての場合においてルーマニア語、英語及びフランス語。ルーマニアは、長い文書に関し、個別の場合において、ルーマニア語による翻訳文を要求する権利又は請求国による経費の負担において当該翻訳文を作成する権利を留保する。

ルクセンブルク大公国　全ての場合においてフランス語及びドイツ語並びに緊急の場合において英語

日本国　全ての場合において日本語及び緊急の場合において英語。ただし、日本国は、個別の緊急の場合において、この附属書の下で英語による翻訳文を受け入れていない請求国からの請求について、日本語による翻訳文を要求する権利を留保する。

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（欧州連合側書簡）

本使は、更に、前記の提案を受諾することを日本国政府に代わって確認し、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府と欧州連合との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年五月十九日にブリュッセルで

欧州連合日本政府代表部
特命全権大使　片上慶一

欧州連合オランダ王国政府代表部大使
ピエター・デ・グーイジャー閣下

○厚生労働省告示第二百四十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関について、同法第五十三条の三において準用する同法第四十六条第四項第二号又は第三号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十八年六月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の代表者の氏名の変更

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目二十六番一号	二宮　雅也	西澤　敬二	平成二十八年四月一日

2　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の名称及び所在地の変更

名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本クレーン協会	香川検査事務所	香川県高松市扇町二丁目一番三号	香川検査事務所	香川県高松市扇町二丁目一番三号	平成二十八年三月三十一日
	徳島検査事務所	徳島県徳島市徳島町城内六番地三十八			

愛媛検査事務所	愛媛県松山市南堀端町五番八号	愛媛検査事務所	愛媛県松山市南堀端町五番八号	
高知検査事務所	高知県高知市本町五丁目六番三十九号			
鹿児島検査事務所	鹿児島県鹿児島市下荒田四丁目四十九番一号	鹿児島検査事務所	鹿児島県鹿児島市下荒田四丁目四十九番一号	
宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市西高松町一番三十五号			

○国土交通省告示第八百四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年五月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5267号	小型船舶用浮力補助具	ＴＫ－ＲＶ301型	高階救命器具株式会社	布地及び縫い糸を変更
第5273号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び膨気併用式以外のもの）	ＴＯＲ－101型	〃	〃

○国土交通省告示第八百五号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一の1一般会計の表中「地域再生基盤強化交付金（港整備交付金を除く。）」を「地方創生整備推進交付金（地方創生港整備推進交付金を除く。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十八年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八百六号

名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

二　空港の名称及び位置　名古屋飛行場　愛知県西春日井郡豊山町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十七年国土交通省告示第二百五十九号及び同年国土交通省告示第千六十六号を参照）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　百七十二万千六百二平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を愛知県庁及び豊山町役場において縦覧に供する。